

**\* 太字下線は令和4年度追加**

## 第1章 総則

### 第1条 名称

本クラブは、国分ジュニア陸上クラブと称する。

### 第2条 組織

本クラブは、霧島市スポーツ少年団の1団体として活動する。

### 第3条 目的

本クラブは、学校教育活動外においてスポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

### 第4条 会員範囲

- \* 原則として霧島市に住所のある小学1年生～6年生までの男女とする。
- \* 保護者で運営する育成会活動に参加出来ることを条件とする。
- \* 市外からの入会は保護者が育成会に全面協力を前提とする。

### 第5条 活動について

本クラブは、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 陸上を中心とした各種スポーツ活動
- ② レクリエーション活動、文化学習活動、社会奉仕活動
- ③ 県外、県内の主催する競技会への参加
- ④ 各種行事等への参加（地域の文化活動に貢献）

### 第6条 統括

本クラブの統括を原則として育成会長所在地に置く。

## 第2章 構成

### 第7条 スタッフ、及びクラブ保護者会

- (1) 本クラブに次のスタッフを置く。

育成会長（以下、会長と称す）1名 監督1名 会計1名 副会長（1名）  
事務局若干名 コーチ（主任コーチ2名 各種目専門コーチ数名）  
男女キャプテン各1名

- (2) 本クラブの会員の保護者からなる育成会を置く。

育成会においては、別途に定める。

### 第8条 会長、監督

会長は本クラブを総括する。

監督は会長を補佐し会長に支障がある時はその職務を代行する。

## 第9条 コーチ

- (1) 主任コーチを2名おき、各種目に専門のコーチを配置する。
- (2) 第5条の活動について本クラブをそれぞれでまとめ、計画、実行の主体となる。

## 第10条 男女キャプテン

クラブ員のリーダーとなり、チームのまとめ役に徹する。必要に応じ副キャプテンを設ける。

## 第11条 事務局長（育成会で活動する）

活動の事務的部門をまとめ職務する。

## 第12条 経理（会計）

本クラブの育成会に経理長（会計）をおき、会員の収支管理、活動費の管理を行う。

## 第13条 役員任期

役員任期は原則として1年とするが、役員会で選出されたら延長する。

## 第3章 役員会（スタッフ会）

### 第14条 本クラブの会議は役員会（スタッフ会）とする。

役員会での議案は、育成会の承認を得て決議される。

### 第15条 役員会

- (1) 本クラブの定期役員会は会長、監督が必要と認めた時に召集し開催する。
- (2) 役員会は役員（スタッフ）の過半数をもって成立する。

## 第4章 総会

### 第16条 総会

通常総会は、年1回3月末を目度に会長が招集する。

必要と思われる場合は、臨時に総会を招集できる。

総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開く事が出来ない。

会員は、都合により総会に出席出来ない時は、他の会員に委任してその議決権を行使する事ができる。

### 第17条 総会の決議は、出席者の過半数によって決定する。同数の時は議長がこれを決定する。

### 第18条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の制定及び改定・改廃
- (2) 経費に関わる会計事項（収支・決算）
- (3) その他運営上重要と思われる事項

## 第5章 入脱会

### 第19条 入脱会

#### (1) 入会（第4条 会員範囲を反映する）

- 1 本クラブの入会は入団申込書（保護者捺印）を監督、または、会長へ提出して成立する。
- 2 入会の範囲は原則として80人程度までとして、霧島市の小学校に限り、下記の順番を優先順とする。
  - ① クラブ在籍経験の兄弟組みの2年生以上、
  - ② 5・6年生以上の男女
  - ③ 80人に満たない時には上級生から優先する。
  - ④ 6年生は他の少年団との掛け持ちは原則として出来ない。

#### 3 入会の手順

- ① 必ず体験入部を受けてから入部する。
- ② 入団時期は毎月1回とする  
\*体験を必ず受けてから入団する  
\*体験は通年で実施する  
\*体験は合計4回までとする  
**\*入団希望者は、指定した日までに入団申込書を提出する**
- ③ 1年生の入団は10月からとする。

#### (2) 脱会

脱会時は、その理由を明確にして文章か口頭で、監督または、会長へ連絡する。  
脱会届けの提出が必要

#### (3) 長期無断欠席

練習参加が無断で1ヶ月以上続いた会員は自動的に脱会となる。

#### (4) 本クラブの会期は1年とする。次年度の活動は、年度始めの活動状況確認をもって継続し会員となる。

## 第6章 経理（会計）

### 第20条 経費

本クラブの経費は、クラブ会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

### 第21条 会費

- (1) 本クラブの会員はスポーツ保険費、活動の運営費等を含めた会費を、毎月会計または、会長へ納金する。
- (2) 会費は4年生以上を月1, 500円、3年生以下を月1, 000円とする。

### 第22条 会計

会計は運営、活動に必要な経費をまとめ、帳簿、出納帳の管理を行う。また、予算案、収支の中心となる。

## 第23条 監査

会計監査は育成会で帳簿、出納帳のチェックを行い、総会で承認する。

## 第24条 会計年度

本クラブの会計年度は、3月1日より始まり翌年の2月末日をもって終わる。

## 第7章 付 則

### 第25条 細則について

会長、監督は活動に必要と認めた時に育成会の承認を得て細則を定める事が出来る。

### 第26条 移動について

練習、試合等でのクラブ員の移動は原則として保護者で行う。都合により出来ない場合は、スタッフ、保護者間で連絡をとり依頼するものとする。

### 第27条 指導者に掛かる経費負担について

- (1) 全国大会等の指導者としての同行に掛かる経費（旅費・宿泊費）はクラブ運営費より算出する。
- (2) 少年団の研修会出席やその他クラブに関する会合・代表練習会等に掛かる経費においてクラブ運営費より算出する。
- (3) 大会の移動に掛かる交通費（ガソリン代）について、霧島市以外の場所での大会はクラブ運営費より算出する。（但し、自分の子供さんが参加される大会については自己負担とする）  
\*ガソリン代については相場価格として見直しを年度初めの役員会で決定する。
- (4) スポーツ保険に必ず加入することを義務とする。（クラブ運営費より算出する）
- (5) 指導者への謝礼金は、部員数や運営状況に応じて見直しすることが出来る。

### 第28条 支援金活動について

- (1) 全国大会等の支援金活動等はその年度の臨時役員会で計画し活動する。
- (2) 支援金の1家族への援助金は2万円とする。
- (3) 活動資金が上記に満たない場合は、クラブ運営費より補填する。
- (4) 活動資金が上記を超えた場合は、クラブ運営費に入金する。

### 第29条 慶弔規定について

- (1) 会長・監督でのお見舞い・参列とする。
- (2) 慶弔見舞金として 親 5千円とする。（祖父母を削除する）
- (3) 災害、病気見舞い、慶弔見舞いについて監督・コーチ・役員を対象に1万円とする。  
団員、保護者を対象に5千円とする
- (4) 必要に応じて役員会を開催して対処する。

### 第30条 貸出スパイクの管理について

- (1) 事務局で管理する。
- (2) 貸出期間は3ヶ月とする。
- (3) 破損した場合は、事務局が確認して補修か破棄かを判断する。
- (4) 補修する場合は、クラブ運営費で補修する。（消耗品のため）

第31条 支給品について

支給品（ユニホーム、はちまき、アスリートビブス）を紛失した場合は弁償する。

・弁償金額 ユニホーム：3,300円 はちまき：660円

アスリートビブス：2枚1,100円 1枚550円

第32条 施行

本規約は平成26年4月1日をもって施行する。

本規約は平成29年4月2日をもって施行する。

本規約は平成30年4月2日をもって施行する。

本規約は令和2年4月1日をもって施行する。

本規約は令和3年4月1日をもって施行する。

本規約は令和5年4月1日をもって施行する。